西脇多可行政事務組合告示第17号

下記の工事について、一般競争入札に付すため西脇多可行政事務組合契約規則（平成22年西脇多可行政事務組合規則第２号）第３条において準用する西脇市契約規則（平成17年西脇市規則第48号）第４条の規定により公告する。

令和８年11月２日

西脇多可行政事務組合
管理者　西脇市長　片　山　象　三

１　入札に付する事項

工事番号		第　２　号
事業名及び工事名		西脇多可ごみ処理施設用地内付け替え道路舗装工事
工事場所		多可郡多可町中区奥中、徳畑地内
工種		舗装工事
工事概要		＜工事内容＞ 舗装工 ⑴　不陸整正　1,090㎡ ⑵　表　層　1,090㎡
工期		令和９年２月12日限り
入札方式		制限付一般競争入札（事後審査方式）
入札予定日時		令和８年12月１日（火）　午前10時00分～
入札場所		西脇多可行政事務組合　（多可郡多可町中区奥中 980番地25）
入札保証金		免除
契約保証金		必要（契約金額の 100分の10以上）
契約不適合に係る担保保証金		不要
予定価格の公表		事後公表
最低制限価格		有
低入札価格調査基準価格		無
工事費内訳書の提出		有（参考様式１参照。入札時に提出のこと。）
契約書作成の要否		要
前金払（中間前金払）		有（前金払は契約金額の 100分の40以内とする。中間前金払は契約金額の 100分の20以内とする。）
部分払		無
入札参加資格要件	地域要件	西脇多可行政事務組合構成市町（西脇市・多可町）のいずれかの入札参加資格者名簿において、令和８年４月１日現在登録されており、西脇多可行政事務組合構成市町（西脇市・多可町）内に本店を有する者であること。

	対象 ランク等	建設業法（昭和24年法律第 100号。以下「業法」という。）に規定する経営規模等評価結果通知書が入札日現在で有効であり、舗装工事の総合評点が 450点以上の者であること。
	技術者	⑴ 配置予定技術者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札参加申込日以前に３箇月以上の雇用関係）にあること。 ⑵ 業法の規定に基づき、配置技術者に必要な資格を有する者を適正に配置できる者であること。 ⑶ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、入札参加の申込みをした者は直ちに当該申込みの取下げ又は入札の辞退を行うこと。 また、本件工事より先に他の工事の落札候補者となったときは、本件工事については他の工事の落札候補者となったことを理由に落札の辞退を行うこと。 ※ 上記については、業法で定める必要な有資格者を専任で配置することを求める工事の場合。非専任の工事の場合は対象外。
	施工実績	施工実績の提出は求めないが本工事を適正に施工する能力があること。
	その他	⑴ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の４第１項及び第２項各号に該当しないこと。 ⑵ 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、開始決定後、国の認定を受けた者は除く。 ⑶ 告示の日から入札の日までの間に、西脇多可行政事務組合構成市町（西脇市・多可町）の指名停止基準の規定による指名停止を受けていないこと。
入札参加申込	申込期間	受付期間： 告示の日から令和８年11月13日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。） 受付時間： 午前９時00分から午後４時30分まで（正午から午後１時を除く。） 受付場所： 西脇多可行政事務組合 業務課 提出方法： 持参のみ（郵送受付は不可）
	提出書類	制限付一般競争入札参加申込書（様式第１号参照） ２部
入札参加確認資料等		落札候補者は、落札候補者となった日の翌日から起算して原則として２日（西脇多可行政事務組合の休日を定める条例（平成元年西脇多可行政事務組合条例第６号）第２条第１項に規定する西脇多可行政事務組合の休日を除く。）以内の午前９時00分から午後４時30分の間に、下記の入札参加資格確認資料を西脇多可行政事務組合業務課に持参すること。

		【入札参加資格確認資料】 ⑴　制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第２号参照） ⑵　業法に規定する舗装工事業の建設業許可が確認できるもの ⑶　経営規模等評価結果通知書の写し ⑷　配置予定の技術者調書（参考様式２参照） ⑸　技術者の資格が確認できる証明書等の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できるもの（保険証の写し等）
設計図書等に対する質問	質問の締切り	令和８年11月16日（月）午後４時30分まで（参考様式４参照） 郵送により提出のこと。提出期限に間に合わない場合は、事前にファックスにより送付のこと。
	送付先	〒679-1107　多可郡多可町中区奥中 980番地25 西脇多可行政事務組合　業務課 TEL　0795-27-7453　　FAX　0795-27-8153
	回答	令和８年11月20日（金）にファックスにより行う。

２　入札に関する事項

⑴　入札書及び委任状等は指定の用紙を使用すること。

⑵　入札書を入札箱に投入した後においては入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

⑶　入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　入札執行時点において、前項に掲げる入札参加資格要件を失った場合は入札に参加できない。

⑸　開札は入札終了後直ちに行い、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。ただし、入札は２回までとする。

⑹　落札候補者となるべき同価格の入札をした者が２者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。なお、落札候補者となるべき同価格の入札をした者は、くじを辞退することはできない。

⑺　落札者の決定は落札候補者の入札参加資格を審査し、入札参加資格を有していると認めた場合、当該者を落札者と決定する。

３　入札参加資格を得られなかった者からの理由説明の請求

入札参加資格の決定において、提出書類の審査の結果、資格を得られなかった場合の理由説明の請求は、次のとおりとする。

⑴　当該通知を受けた日から２日以内に、西脇多可行政事務組合に対してその理由について説明を求めることができる。

⑵　西脇多可行政事務組合は、⑴の説明を求められたときは、当該請求日から２日以内に書面により回答するものとする。

４　注意事項

⑴　入札、契約及び工事の執行に当たっては、地方自治法、同施行令、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、同施行令、業法、西脇多可行政事務組合契約規則等を十分に承知し、遵守すること。

⑵　入札参加者は、法律に基づく公正な競争入札に協力すること。
　なお、次の理由が認められるときは、入札の執行を取り消し、又は中止することができる。
ア　不正があると認められるとき、又はその他の理由により競争の実益がないと認めるとき。
イ　天災その他のやむを得ない事由が生じたとき。
⑶　代理人が入札する場合は、入札前に必ず入札委任状を提出し、入札に支障のないようにすること。
⑷　次の場合の入札は無効とする。
ア　入札者が所定の日時までに到着しない場合における入札（郵便等によるものは受け付けない。）
イ　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理にしてした入札
ウ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札
エ　入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印のない入札又はこれらが鮮明でない入札
オ　入札書類に虚偽の記載をした者の入札
カ　アからオまでに掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
⑸　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。
⑹　地方自治法施行令第 167条の８第４項の規定により再度入札を行う場合は、前の入札に参加しなかった者、⑷に掲げる無効入札をした者及び最低制限価格を設けた場合においてその価格未満の入札を行った者は参加することができない。
⑺　低入札価格調査基準価格を設けた場合で、調査基準価格を下回った入札が行われたときは、西脇多可行政事務組合低入札価格調査制度取扱規程（令和４年西脇多可行政事務組合訓令第１号）第２条において準用する西脇市低入札価格調査制度取扱規程（平成17年西脇市訓令第20号）第５条に規定する調査を実施の上、後日落札者を決定する。
⑻　入札及び契約の過程並びに契約の内容を公表するので、あらかじめ了承のこと。
⑼　工事の施工に当たって、業法第24条の７第１項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととされているものについては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第 127号）第13条第１項の規定により、施工体制台帳の写しを必ず提出すること。
　また、工事現場において主任技術者又は監理技術者の専任が必要とされるものについては、業法で定める資格を有する者を適正に配置すること。
⑽　この契約については、建設業退職金共済組合掛金相当額が算定されているので、その未加入者も入札に当たっては、これを含めて積算すること。
⑾　契約を締結した者が、この入札に関わる工事を施工しようとするときは、必要な建設業退職金共済組合証書を購入した発注者用掛金収納書を契約締結後１月以内に提出すること。ただし、契約金額が 300万円未満のときは、この収納書の提出を省略することができる。また、契約を締結した者が建設業退職金共済組合に未加入のときは、同組合に加入の上、上記の手続をすること。
⑿　工事費の積算は公共工事設計労務単価に基づく労務単価で積算しているので、建設労働者の適切な賃金の支払について配慮すること。
⒀　談合等不正行為に対する措置として、事実があった場合は、契約代金額の10分の２に相当する額を損害賠償金として支払う義務を契約約款に規定している。